

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体の財政の健全性に関する比率の公表が平成 19 年度決算から義務付けられました。

この比率は、福祉、教育、まちづくりなど市の中心的な行政サービスを行う一般会計等を主に対象とした 4 つの「健全化判断比率」と、料金収入などを財源として独立採算で行っている公営企業ごとの「資金不足比率」に大きく分かれます。

この比率が国の定めた基準を超えた場合は、財政収支が不均衡な状況であり、財政の健全化に向けた計画を策定し、国からも様々な指導を受けることになり十分な行政サービスを提供できなくなることもあります。

本市の状況は、次のとおり、健全化判断比率、資金不足比率いずれも基準より低く、問題がないといえます。

実質赤字比率 ……福祉、教育、まちづくり等の市の中心的な行政サービスを行う一般会計等の実質的な赤字を示す比率です。

連結実質赤字比率 ……実質赤字比率の対象となる会計に公営企業会計をあわせた実質的な赤字を示す比率です。

実質公債費比率 ……一般会計等における地方債やこれに準じる返済額（企業会計への繰出金のうち返済に充てられる経費など）の比率を示し、資金繰りの危険度を示す比率です。

将来負担比率 ……一般会計等の借金や将来払っていく可能性のある負担等の現時点における残高の程度を示す比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかを示す比率です。

資金不足比率 ……公営企業会計ごとの資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して、経営状況の深刻度を示す比率です。

健全化判断比率

比率名称	本市比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- ¹	11.25%	20%
連結実質赤字比率	- ²	16.25%	30%
実質公債費比率	5.4%	25%	35%
将来負担比率	96.2%	350%	

1…「-」は、実質赤字額が生じていないことを表しています。

なお、実質黒字比率は 3.21%となっています。

2…「-」は、連結実質赤字額が生じていないことを表しています。

なお、連結実質黒字比率は 25.63%となっています。

資金不足比率

対象会計名称	本市比率	経営健全化基準
水道事業	- 3	20%
下水道事業	- 3	
病院事業	- 3	
臨海土地造成事業	- 3	

3…「-」は、資金不足額が生じていないことを表しています。

~~~~~

### 用語解説

#### 一般会計等

一般会計のほかに、公債管理特別会計、母子寡婦福祉資金貸付特別会計、公園墓地特別会計が対象となっています。

#### 早期健全化基準

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた基準です。

#### 財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた基準です。

#### 経営健全化基準

自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた基準です。